

法務省民商第190号

平成15年1月21日

法務局民事行政部長 殿

地方法務局長 殿

法務省民事局商事課長

新事業創出促進法の一部改正に伴う商業登記事務の取扱いについて(通知)

中小企業等が行う新たな事業活動の促進のための中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律(平成14年法律第110号)第3条の規定により、新事業創出促進法(平成10年法律第152号)の一部が改正され、同条の規定及び新事業創出促進法施行規則の一部を改正する省令(平成15年経済産業省令第2号)が本年2月1日から施行されることとなりましたので、これに伴う商業登記事務の取扱いについては、下記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、本通知中、「法」とあるのは新事業創出促進法を、「規則」とあるのは新事業創出促進法施行規則(平成11年通商産業省令第6号)を、「商登法」とあるのは商業登記法(昭和38年法律第125号)をいい、引用する条文は、すべて改正後のものです。